

審査意見書

国土交通省近畿地方整備局

代表者 池内 幸司

一般国道 483 号北近畿豊岡自動車道（豊岡北～豊岡南）に係る環境影響評価概要書に関し、環境影響評価に関する条例（平成 9 年条例第 6 号）第 12 条第 1 項の規定に基づく審査意見は下記のとおりである。

平成 25 年 11 月 8 日

兵庫県知事 井戸 敏三

記

標記の事業は、供用及び事業中の自動車専用道路等と一体となったネットワークを形成し、交通流動の円滑化、地域の渋滞緩和に寄与するものである。当該事業の環境影響評価概要書（以下「概要書」という。）について、環境の保全の観点から審査を行った。

当該事業の環境影響評価の実施にあたっては、概要書に記載の調査、予測、評価等を着実にを行うほか、次の点に留意する必要がある。

1 全体的事項

(1) 事業計画について

概要書に記載の内容については、概ね適切である。

(2) 環境影響評価について

(ア) 事業実施区域及びその周辺は、自然豊かで、静穏な農山間地域であり、貴重な動植物が生息・生育する。このため、事業の具体化にあたっては、動植物の生息・生育区域の分断の防止や住居や病院など特に配慮が必要な施設について、環境影響の回避、低減の観点から検討を行い、当該配慮事項や環境保全措置の検討過程を環境影響評価準備書に記載すること。

(イ) 大気汚染や水質汚濁等の調査・予測及び評価にあたっては、周辺への環境影響の回避、低減の観点から、物質濃度等の最大値や最小値についても留意すること。

- (ウ) 環境保全措置は、実行可能な範囲において、複数案の比較検討やより良い技術や施設の導入の検討を行うこと。

2 個別的事項

事業計画に係る環境要素として選定された区分のうち、大気環境・騒音、水環境、動物・植物・生態系、景観について、特に検討が必要であり、個々の対応については、次のとおりである。

(1) 大気環境・騒音

- (ア) 予測及び評価に使用する風向や風速等のデータについては、事業実施区域を代表するデータとして適当なものであるか検証を行うこと。
- (イ) 自動車の走行に伴う大気質及び騒音の影響については、周辺の住居や病院など特に配慮が必要な施設への影響を把握できる方法で調査、予測及び評価を行うこと。
- (ウ) 低周波音については、道路構造や橋梁継ぎ目等が発生の原因となることから、道路構造等を十分に検討のうえ、的確に予測及び評価を行うこと。

(2) 水環境

凍結防止剤や融雪剤の使用及び路面排水が、下流域の利水や動植物の分布に著しい影響を及ぼすおそれがあることから、下流域の利水状況や水生動植物の分布を考慮し、調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 動物・植物・生態系

- (ア) 工事期間は長期にわたるため、動植物の分布状況の変化が想定される。また、動植物の生息・生育・繁殖地は、群集もしくは群落単位で保全することが重要である。このため、必要に応じ専門家の指導・助言を得ながら、適切な環境保全措置を計画し、調査、予測及び評価を行うこと。
- (イ) 猛禽類については、事業実施区域及び周辺に貴重な種の生息が確認されているため、営巣又は繁殖が確認された場合は、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（2012年12月、環境省自然保護局）に沿って、専門家の指導・助言を得ながら、調査、予測及び評価を行うこと。
- (ウ) 事業実施区域は多くの動物が生息しており、車両との衝突事故の防止のため、道路構造を検討すること。

(4) 景観

景観については、病院等の不特定多数の人が集まる場所にも視点場を設けるなど、身近な生活空間からの景観にも着目して、調査、予測及び評価を行うこと。